

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和元年10月29日

新潟市監査委員 高井 昭一郎
 同 伊藤 秀夫
 同 風間 ルミ子
 同 竹内 功

監査結果等に基づく措置

平成30年度財政援助団体等監査結果報告（平成31年3月20日 新監査公表第15号）分

頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
24	公益財団法人新潟市芸術文化振興財団	<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 会議費の立替払が年度末にまとめて精算されていたもの</p> <p>りゅーとぴあの一部職員が平成29年9月から翌年2月に出張した際の飲食代の立替払請求を年度末にまとめて提出している状況が見受けられた。請求書の提出をどうしても受けることができない場合に立替払の請求を認め、請求は速やかに行うこととしているが、会計規程には立替払に関する条項がない。出張から時間が経つほど事実確認が難しくなり、立替払の請求が遅れた場合、年度を超えた費用計上につながる恐れもあることから、請求の際の期限を設けるなど立替払のルール化を検討されたい。</p>	<p>ア及びイの立替払について指摘を受けて、やむを得ず立替払とした場合の請求の期限については、2週間以内を目安にすることでルール化を行いました。（令和元年8月19日～）</p>
24	公益財団法人新潟市芸術文化振興財団	<p>イ 旅費・食糧費の立替払が年度末にまとめて精算されていたもの</p> <p>事務局の一部職員の出張旅費について年度末に立替払の請求がまとめて提出され、出張日から支払までかなりの期間を要しているものが多数見受けられた。食糧費でも旅費と同様の状況が見受けられた。また、出張命令書を庶務担当が一括管理するような体制になっていなかった。</p> <p>出張先で急な支払いが生じた場合など立替払の請求を認め、請求は速やかに行うこととしているが、会計規程には立替払に関する条項がない。出張から時間が経つほど事実確認が難しくなり、立替払の請求が遅れた場合、年度を超えた費用計上につながる恐れもあることから、請求の際の期限を設けるなど、立替払のルール化を検討されたい。また、旅費の支払漏れを防止するため、出張命令書は決裁後に庶務担当が一括管理するよう改善を図られたい。</p>	<p>出張命令書の管理について、指摘を受けて、急な出張や予定変更がたびたび発生する業務においても、出張の事前命令と旅費の事前申請に努めること、精算や請求は出張後2週間以内を目安に行うこと、出張命令書については、月締めで総務課がチェックし確認することとしてマニュアルを作成し、ルール化を行いました。（平成31年4月1日～）</p>

25	公益財団法人新潟市芸術文化振興財団	<p>ウ 施設間で費目が統一されていないもの</p> <p>懇親会費や会議時の飲食代のように、同じ性質の支払でも各施設で計上する費目が異なり、取扱いが統一されていないものがあつた。また、りゅーとぴあでは新規採用職員向けマニュアルに費目分類表を設定しているが、組織全体で統一されたものはないことを確認した。</p> <p>各施設の独立性が高く、契約や会計などの共通したマニュアルが存在しないことから、施設ごとに計上する費目が異なることが起きている。勘定科目はどのような取引がされたのか決算において明瞭に表示するためのものであり、財団内で仕訳が一定となっていない状況では決算において取引の状態を正しく示していると言えないことから、適正な費目に計上するために、契約や会計などの共通した部分は全体で統一すべきである。</p>	<p>施設間の費目の統一について、共通の事務についての事務処理の統一を進めるため、支払費目については、費目分類表を定め、財団全体で統一を図ることとしました。(令和元年9月1日～)</p>
25	文化政策課・歴史文化課・公益財団法人新潟市芸術文化振興財団	<p>エ 備品台帳の不適切管理</p> <p>りゅーとぴあには2種類の備品台帳が存在するが、両方とも正しい状態で管理されておらず、市・財団双方の課題となっていた。みなとぴあ、旧小澤家住宅の備品台帳は開館当初のものであつた。</p> <p>指定管理基本協定書の仕様書では、「市の所有する備品については、市が作成する備品管理簿を市及び指定管理者双方で備え、管理を行うこと」、「備品は指定管理期間の終了に際し、市又は次期指定管理者に引き継がなければならないこと」としている。市所管課が主体となつて財団と共に備品台帳の整備を進められたい。</p>	<p>【文化政策課】</p> <p>財団からの備品の寄付及び報告を今後も適正に処理するとともに、未記載の備品の有無について双方で確認を行い、備品台帳の整備を進めます。</p> <p>今後は、毎年度備品台帳を各施設へ送付し、双方で適正に備品管理を行うことを確認しました。</p> <p>【歴史文化課】</p> <p>みなとぴあ、旧小澤家住宅の備品台帳について、市が作成する時点修正済みの台帳を市及び指定管理者双方で備えるよう整備・改善します。</p> <p>【公益財団法人新潟市芸術文化振興財団】</p> <p>各施設においては、備品の取得や市への寄付及び報告について、今後も確実に事務手続きを行うこと、毎年度当初に市から備品台帳の送付を受け、確実にその確認を行うことをそれぞれの所管課と確認しました。</p> <p>今後は、各施設とも市所管課が主体となつて作成整備する備品台帳管理簿をもとに備品の適切な管理に努めます。</p>
26	公益財団法人新潟市芸術文化振興財団	<p>オ 施設管理受託収益及び事業受託収益の科目区分の誤り</p> <p>平成29年度の決算書類では、新潟市等からの指定管理料や事業受託収益を「受取補助金等」として計上していた。『「公益法人会計基準」の運用指針』では、「補助金等には役務の対価としての委託費等については含まないものとする。」とされている。財団では、旧公益法</p>	<p>受託収益の科目区分について、指定管理料や事業受託収益については、平成30年度決算から「事業収益」の項に記載しました。</p>

		<p>人会計基準において、委託料が受取補助金等に属していたことから、そのままになっていたものであることを確認した。</p> <p>指定管理料や事業受託収益は「委託費」であることから、「受取補助金等」ではなく、「事業収益」の項に記載すべきである。</p> <p>カ 税金費用の未計上</p> <p>平成 29 年度の財務諸表には同年度に係る法人税等及び消費税等の未払税額が計上されていない。</p> <p>平成 30 年 5 月に納付する法人税等及び消費税等は、平成 29 年度の事業活動に対して課されたものであり、発生主義の観点から、平成 29 年度の財務諸表において発生済みの税金費用及び未払税額を計上することが望ましい。</p>	<p>発生済みの税費用の計上について、税費用は、前年度決算の確定後、税額計算を行い、税額が確定しますが、前年度決算の確定は翌年 5 月 10 日頃、税額の確定は 5 月末になってしまうこと、また、決算理事会の開催時期の関係から、未払法人税等、未払消費税等を計上することが難しいところですが、発生主義の観点は理解するところですが、実務的な観点から現金主義を採用してきました。税費用の計上方法については、今後更に、令和元年度決算での税費用及び未払税額の計上に向けて検討を進めていきたいと考えています。</p>
26	公益財団法人新潟市芸術文化振興財団	<p>キ 期末手当等に係る賞与引当金の未計上</p> <p>平成 29 年度の財務諸表には賞与引当金が計上されていない。</p> <p>企業会計においては、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その費用又は損失は実質的に発生しており、引当金を計上する必要がある。</p>	<p>賞与引当金の計上について、平成 30 年度決算から当該年度に発生している賞与引当金の金額について、賞与引当金として計上しました。</p>
27	文化政策課	<p>ク りゅーとぴあのテナントスペースの赤字運営</p> <p>りゅーとぴあにおけるレストラン・カフェ・展望ラウンジ（厨房部分のみ）については、財団が民間業者と出店契約を結び、民間業者が運営する形になっているが、集客が見込みにくいこともあり、市に支払う行政財産使用料よりも低額なテナント料で契約を結んでいる。</p> <p>この結果、テナント料（収益）と行政財産使用料（費用）との差額は赤字となり、その額を財団が負担している形となっている。これはりゅーとぴあの開館当初、市が主導して相手方と交渉を進めた結果、現在のような出店条件となったものである。</p> <p>レストラン等の設置について現在の形態へ主導したのは市であり、その結果、生ずる赤字を公益財団法人である財団に強いることは好ましい状態ではない。このため、市は、今後の方向性について検討を行い、適切な解決策を示すことが望まれる。</p>	<p>りゅーとぴあの飲食施設に対する行政財産使用料については、新潟市財産条例及び新潟市公有財産規則に基づき算出しており適正な使用料を徴収しています。</p> <p>テナントとの契約については、財団が自主事業として実施しているものではありませんが、開館当初のテナントとの交渉の経緯などから、今後テナントとの契約更改等の際には可能な限り協力していきます。</p> <p>また、りゅーとぴあ及び音楽文化会館の飲食施設については、他都市の類似施設の状況等も参考に、指定管理業務とすること等についても検討を行っていきます。</p>

28	公益財団法人新潟市芸術文化振興財団	<p>(2) 意見 (一部抜粋)</p> <p>財団では、各施設がほぼ独立した運営形態となっていることから、会計上の様々な問題が見受けられたほか、それぞれの施設が抱える課題の解決に向けて相互理解が進みにくい状況が生まれている。そのため以下 2 点の意見を付した。</p> <p>①事務局は財団処務規程上、財団の運営や予算、資金計画及び決算を所管する中枢部門であることから、財団運営の司令塔としてリーダーシップを発揮し、経理面での不整合な部分を整理統一していくべきである。その際、事務局は、各施設で今まで培われた知見を集約統合のうえ、財団に適した方法を構築することが望まれる。</p> <p>②今後、市派遣職員の減少が進み、プロパー職員が財団運営の中核を担う立場になっていくことが見込まれることから、財団全体の運営を担う職員を育成するために、財団内部における人事交流や事業連携を積極的に行うとともに、事務局・各施設間の距離を縮めるためにも、例えば、事務局と事業部門の事務室について、同一施設内での設置を検討する等、財団の一体感を高めるような取り組みが進められることを望む。</p>	<p>①事務局の機能強化について</p> <p>②財団内部の相互理解の推進について</p> <p>財団では、指定管理施設の運営管理が中心業務となっていますが、それぞれの施設内容も事業内容も異なり専門性が高いことなどから、各施設がほぼ独立した運営形態となっています。各施設が適切に指定管理業務を実施することで、財団全体としても適切に事業を進めてきたと判断しています。</p> <p>一方で、指摘事項や意見にも挙げられているように、統一的な事務処理や相互理解、人材育成の面で不足が生じていることは事実であり、課題であると認識しています。</p> <p>厳しい財政状況や、職種が様々で専門的な業務が多いなどの制約がある中で、事務局が中心となり、連絡調整会議に加えて、新たに経営者会議を設けるとともに、庶務担当者会議を定期的で開催し、情報の共有と課題の抽出を行い、協議・対応などの検討を行ってきています。また、それらを通じて事務の統一や相互理解を進めるとともに、人材交流と人材育成の取り組みにつなげ、プロパー中心の一体的な財団経営を目指していきたいと考えています。</p>
----	-------------------	--	--